

施策ページの枠組み（案）

施策 ●



● 施策概要

概要や目的を記載しています。

① 現状とこれまでの取組

- ・ 施策の取組状況を記載しています。
- ・ 関連する「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」結果も記載しています。

② 課題

- ・ 取組上の課題を記載しています。

③ 今後の取組の方向性

- ・ 取組の方向性を記載しています。

④ 施策を支える事業

事業名 (担当課)	事業概要	令和5年度末 見込	令和8年度 目標
【新規】事業名 実行計画 担当課名	事業の内容	現状	目標

- ・ 事業ごとに「目標値」を掲げる予定です。(事業の性質上、数値目標がなじまないものは「- (ハイフン)」で表記する予定です。)
- ・ 関係団体による事業についても上記と同様とする予定です。
- ・ 令和6年度からの新規事業には事業名に【新規】、新宿区第三次実行計画(令和6年度～令和9年度)の対象事業には事業名に「実行計画」と入れる予定です。

⑤ 指標

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
指標とする項目内容	現状	目標

- ・ 施策ごとに設定した「指標」を掲げる予定です。

●施策概要

高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防が必要です。正しい知識の普及啓発や実践に向けた支援を行うとともに、住民主体の活動による健康づくりや介護予防・フレイル予防を推進していきます。また、健康な高齢期を迎えることができるよう、働き盛りの世代から、健康づくりを推進していきます。

①現状とこれまでの取組

<高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防の普及啓発>

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、介護が必要となった主な原因としては、「骨折・転倒」が14.2%で最も高く、次いで「高齢による衰弱」10.5%、「脳血管疾患」10.2%となっています。
- 高齢期の特性として、筋力低下、低栄養や口腔機能の低下（オーラルフレイル）等による心身機能の低下等があり、同調査の一般高齢者調査では、転倒リスクのある高齢者割合が28.4%、低栄養傾向（BMI \leq 20）は22.5%、口腔機能について「半年前に比べて固いものが食べにくい」「お茶や汁物等でむせることがある」「口の渇きが気になる」で「はい」と回答した人はそれぞれ約30%でした。また、社会参加について友人・知人と会う頻度をみると「毎日ある」「週に何度かある」を合わせて32.1%でした。
- 働き盛り世代は生活習慣病予防、高齢期はフレイル予防を中心とした「ライフステージを通じた健康づくり」に関する様々な事業を行っています。
- 高齢期の心身や社会生活等の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防の意義や重要性を区民に伝えるため、講演会や出前講座を通じて普及啓発を行っています。
- 精神保健講演会を開催し、うつ病等こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行っています。また、うつ及び若年性認知症予防に関する普及啓発リーフレットを作成し、特定健診対象者へ送付する等、疾病に対する理解とその予防について啓発しています。

<住民主体の健康づくりと介護予防・フレイル予防活動への支援>

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、介護予防について「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた“関心がある”は80.2%となってお

り、前回調査と比べて7.5ポイント高くなっています。また、地域のつながりの必要性については、一般高齢者の84.3%が必要ありと回答しています。

- 地域のつながりを感じるほど、また、地域から役割を期待されていると思うほど、健康状態がよい傾向にあります。
- 身近な地域で住民主体で、介護予防に資する活動に継続して取り組めるよう、区オリジナル筋力トレーニング「しんじゅく100トレ」に取り組むグループの立ち上げと継続を支援しています。
- 介護予防・フレイル予防活動に取り組むグループ等への専門職による支援や、住民からの提案事業に対する助成等により、住民主体の活動がより活性化するよう支援しています。

<個々の状況に応じた介護予防・フレイル予防に向けた支援>

- 令和5年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」として、要介護に移行しやすいフレイルのハイリスク者に対して低栄養の改善を中心とした訪問指導等の個別支援を行っています。

<介護予防・日常生活支援総合事業の実施>

- 介護予防・生活支援サービス事業では、要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方（事業対象者）に対し、訪問型サービスと通所型サービスを提供しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問型サービス・通所型サービスともに利用者による利用自粛の傾向がありましたが、徐々にサービスの利用が回復しつつあり、定着も図られています。
- 「一般介護予防事業」では、「新宿いきいき体操」の普及啓発を担う「新宿いきいき体操サポーター」の活動など、住民主体の取組がさらに広がっています。また、誰もが気軽に参加できる介護予防教室の開催や介護予防運動指導員等による高齢期の健康づくり・介護予防出前講座、住民等提案型事業助成の実施などにより、一人ひとりの介護予防への意識をより高めています。

②課題

<高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防の普及啓発>

- 75歳以上の後期高齢者になると、要介護の原因として不活発な生活に起因するものの割合が増えていきます。そのため、この時期を中心とし、生活機能を低下させないために、高齢期の心身や社会生活等の特性を踏まえ、身体活動の維持及び低栄養の予

防、オーラルフレイル予防、認知症・うつ予防などに総合的に取り組むことが重要です。

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出機会の減少により、高齢者のフレイルの進行が懸念される中で、健康づくりと介護予防・フレイル予防について、より積極的に普及啓発を図る必要があります。
- 高齢期は、重大なライフイベントや身体機能の低下等により、慢性的なストレスを抱えがちです。ストレスマネジメントの重要性や、疾病に関する知識とその予防について、広く啓発する必要があります。

<住民主体の健康づくりと介護予防・フレイル予防活動への支援>

- 地域の身近な場所に、介護予防・フレイル予防に継続して取り組める実践の場ができるよう、住民主体の通いの場の取組を一層推進していく必要があります。
- 住民主体の通いの場で、個人差が大きい高齢者の健康状態等を踏まえたアセスメントと適切なアドバイスを行うなど、状態に応じた効果的な支援が必要です。
- 住民による自主的な介護予防・フレイル予防活動に取り組む団体等が安定的に継続できるように引き続き支援していく必要があります。

<個々の状況に応じた介護予防・フレイル予防に向けた支援>

- 高齢者自身が健康状態を定期的に確認し、必要に応じて適切な支援を受けられるようにする必要があります。
- フレイルのリスクが高い高齢者に対しては、個々の状態に応じ、医療専門職による個別的な相談支援を行うなど、要介護への移行を防ぐための支援が必要です。

<介護予防・日常生活支援総合事業の実施>

- 介護予防・生活支援サービス事業では、多様な生活支援のニーズに対するサービスとして、訪問型サービスにおける「生活援助サービス」、通所型サービスにおける「ミニデイサービス」、「通所型住民主体サービス」及び「通所型短期集中サービス」を実施しています。これらは、区の研修を修了した生活援助員が行うサービス、住民主体による支援で行うサービス、短期集中的に予防のために行うサービスなどですが、依然として従前から実施している介護事業者による「訪問介護相当サービス」と「通所介護相当サービス」の利用が多い状況にあります。利用者の心身の状況、置かれている環境やその他の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う介護予防ケアマネジメントが今後も必要不可欠です。

- 一般介護予防事業では、シニア世代を対象とした区オリジナル3つの体操・トレーニング（新宿いきいき体操・新宿ごっくん体操・しんじゅく100トレ）を地域にさらに普及啓発していくことが必要です。また、高齢期の健康づくり・介護予防出前講座、住民等提案型事業助成など介護予防を目的とした様々な取組をPDCAサイクルに沿って推進していく必要があります。

③今後の取組の方向性

<高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防の普及啓発>

- 身体活動の維持や低栄養の予防、オーラルフレイル予防、認知症・うつ予防など、高齢期の特性に応じた健康づくりや介護予防・フレイル予防の意義や重要性について、「運動・栄養・社会参加」をキーワードに、高齢者や高齢者を支える支援者に普及啓発していきます。
- 普及啓発ツールを活用し、無関心層を含めた高齢者等に広く介護予防・フレイル予防の普及啓発を行うほか、サポーターの育成等により住民が主体となり地域に広めていけるように支援していきます。
- 引き続き、様々な機会を捉えて、うつ予防等こころの健康に関する普及啓発を実施していきます。

<住民主体の健康づくりと介護予防・フレイル予防活動への支援>

- 高齢者が身近な地域で介護予防・フレイル予防活動に継続して取り組むことができるよう、引き続き住民主体の通いの場の立ち上げから継続まで包括的に支援していきます。
- 住民主体で行われている様々な活動の場において、健康づくりや介護予防・フレイル予防に資する取組がなされるよう、医療専門職が普及啓発や個別相談等を行うなど総合的な支援を行います。
- 高齢者の活動の場における介護予防・フレイル予防の取組を切れ目なくサポートするため、住民からの提案事業に対する助成を引き続き実施するとともに、支援を必要とする団体等が活用できるよう普及啓発を強化していきます。

<個々の状況に応じた介護予防・フレイル予防に向けた支援>

- 高齢者の特性に応じた健康診査を実施します。また、オーラルフレイル予防を重点においた歯科健診を実施します。
- 健診・医療情報や、地域の通いの場等で実施する高齢者の質問票の結果等により、要介護に移行しやすいハイリスク者を早期に把握し、医療専門職が訪問指導等の個別支援を行います。

＜介護予防・日常生活支援総合事業の実施＞

- 介護予防・生活支援サービス事業では、多様な生活支援のニーズに対するサービスとして、訪問型サービスにおける「生活援助サービス」、通所型サービスにおける「ミニデイサービス」、「通所型住民主体サービス」及び「通所型短期集中サービス」の利用をさらに進めていくために、ケアマネジメントを行うケアマネジャー等への事業周知に努めるとともに、区民にとって適切なサービス利用が広がり、過不足なく必要な生活の支援がなされるしくみづくりを進めていきます。
- 一般介護予防事業では、3つの体操・トレーニングを地域に広めていくため、DVDやクリアファイルなどのツールを活用し、体験会や各種イベント等の機会を捉え、広く普及啓発していきます。また、新宿いきいき体操普及交流会等を通じて新宿いきいき体操サポーターの活動の場や、多くの方が参加できるしくみについて検討していきます。

●施策概要

高齢者が地域の中でいきいきと活躍するために、高齢者の社会参加や地域での活動を支援する機能の充実を図ります。また、区民による自主活動への支援や、社会参加の機会につながる講座やイベント等を開催することにより、いきがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

①現状とこれまでの取組

<拠点の整備>

- 新宿区では、高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点として、シニア活動館や地域交流館を整備し、令和5年度現在、シニア活動館4館、地域交流館15館を運営しています。シニア活動館は50歳以上、地域交流館は60歳以上の方を対象とし、指定管理者制度を活用した運営により、様々な講座を展開したり、団体活動支援を行っています。
- 高齢者の集会・娯楽のほか健康増進に向けた活動の場として、令和3年10月に中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペース（ささえーる中落合）を整備し、60歳以上の方を対象として高齢者のいきがいづくりや地域交流、介護予防等を支援するための事業を実施しています。

<イベント・講座等の開催>

- 新型コロナウイルス感染対策を講じた上で、長寿を祝う敬老会、高齢者間の交流や健康保持を目的としたいきいきハイキング、日頃の活動の発表の場としての高齢者福祉大会を実施しています。高齢者のふれあいのきっかけやいきがいのある暮らしづくりに向け、様々な機会の提供を支援しています。
- 高齢者の外出機会や仲間づくり等を目的にライフアップ講座や生涯学習フェスティバル等を実施しました。また、地域におけるスポーツ活動の振興と地域社会の活性化を図るため、子どもから高齢者まで誰もが参加できるコミュニティスポーツ大会を開催しました。

<活動支援>

- 高齢者クラブは令和5年度現在、●●クラブ、正会員●●●人となっており、新宿区ではこれらのクラブ活動費用の助成を行っています。令和4年度には、高齢者クラブの活動内容等を区のデジタルサイネージやぬくもりだよりで紹介し、高齢者クラブの会員の加入促進に繋げています。

- 「ふれあい・いきいきサロン」は、外出機会の少ない高齢者、障害者、子育て中の方など地域に住む住民同士の情報交換や多世代交流、子育て中の不安解消などを目的に開かれています。新宿区社会福祉協議会では、「ふれあい・いきいきサロン」の普及啓発、立ち上げや運営を支援しています。また、コロナ禍においても活動が継続できるよう、オンラインでのサロン活動の支援を実施しています。

②課題

<拠点の整備>

- 高齢者の社会参加やいきがづくりの拠点については、建物の老朽化が進む中、建物の維持管理や運営方法について検討していく必要があります。また、高齢者自身も当事者として主体的に参加し、担っていく「地域支え合い活動」を推進するための機能を充実していくことも必要です。

<イベント・講座等の開催>

- 参加者が横ばい、減少している事業も一部見られることから、区民ニーズにあったイベントや講座等に向けて、参加者のニーズを把握し、活動者の参画ニーズを把握していく必要があります。また、イベントや講座参加者は女性が多い傾向があることから、男性の参加を促進するための取組も必要です。
- 普段から地域コミュニティに参画している方だけでなく、地域との関わりがあまりない方にも届くよう周知を行い、参加を促進する必要があります。そのためには、興味関心の高い企画や社会参加のきっかけとなる講座を実施していく必要があります。

<活動支援>

- 高齢者クラブは、年々高齢化が進み、クラブ数・会員数とも減少する傾向にあるため、会員の加入促進を強化していく必要があります。
- 「ふれあい・いきいきサロン」は、毎年新たなサロンはできますが、既存サロンには参加者・活動者の減少や、運営する活動者の高齢化の問題等により休止するサロンもあります。活動継続のために、区と新宿区社会福祉協議会が連携し運営支援の充実を図ることが課題となっています。

③今後の取組の方向性

<拠点の整備>

- 「薬王寺地域ささえあい館」の取組の成果を踏まえた事業を活動の拠点となるシニア活動館全館に展開し、高齢者の社会参加やいきがづくりをさらに推進していきます。

＜イベント・講座等の開催＞

- 外出機会や仲間づくり、交流機会の場と捉え、いきがいのある暮らしにつながるイベント・講座等を継続実施します。また、参加者のニーズ把握に努め、区民と協働して実施内容や実施方法などを工夫することにより、より多くの区民の参加・参画を促進するとともに、男性向けの講座を開催する等、男性の社会参加を促進するための取組を引き続き進めます。

＜活動支援＞

- 高齢者クラブが継続的に活動できるよう、引き続き運営上の課題等への相談や活動内容等の周知を行い、会員及び支援者の増加等を支援していきます。
- 地域の中でゆるやかなつながりを持てる場として、「ふれあい・いきいきサロン」などの通いの場が地域に果たす役割は大きくなっています。新宿区社会福祉協議会と連携し、サロンなど通いの場への定期的な訪問や聞き取りによる実態把握、さがせる新宿への最新情報の掲載、活動者のスキルアップを目的とした講座等の実施、サロン連絡会の開催によるネットワークづくり、活動継続のための支援等をきめ細やかに行っています。

●施策概要

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター（高年齢者を対象とした無料職業紹介所「新宿わく☆ワーク」）や公益社団法人新宿区シルバー人材センターなど高齢者の就業等に関わる機関との連携を強化し、高齢者の就労意欲や求職者ニーズに対応した就業機会の拡大、支援などに向けた取組を支援します。

①現状とこれまでの取組

<高齢者の就労支援>

- 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターでは、高年齢（概ね55歳以上）の方を対象に無料職業紹介所（新宿わく☆ワーク）を開設しています。令和2年度の就職者数は88人、令和3年度の就職者数は71人、令和4年度の就職者数は128人となっています。
- 公益社団法人新宿区シルバー人材センターでは、令和元年度の登録会員は1,686人（就業実人員1,269人）、令和2年度の登録会員は1,670人（就業実人員1,197人）、令和3年度の登録会員は1,694人（就業実人員1,145人）となっています。令和3年度より「Web入会」及び「Web受注」を開始し会員の増加及び就業機会の拡大に取り組みました。

②課題

<高齢者の就労支援>

- 新宿わく☆ワークでは65歳以上70歳未満の新規求職者が最も多く、退職後も働きたい方が増えています。このため、引き続きこれらの求職者と求人者をつなぐ役割を積極的に行う必要があります。
- 事業者による高年齢者の就業機会確保制度等の導入に伴い、新宿区シルバー人材センターの会員の確保や高年齢化に伴う安全就業の徹底が課題となっています。また、ビジネススタイル等の変化や情報通信技術の発展を好機と捉え、同センターの新しい業務スタイルを作り上げていく必要があります。

③今後の取組の方向性

<高齢者の就労支援>

- 求職者のニーズを明らかにするとともに、ニーズの高い職種等の開拓を行っていきます。また、生涯にわたり働きたい求職者の雇用を促進するよう求人者への働きかけを行うなど、求職者と求人者をつなぐ役割を積極的に展開していきます。

- 高齢者のいきがづくりや社会参加、健康維持増進につながるよう、引き続き、高齢者のボランティア活動や就業機会の拡大など、新宿区シルバー人材センターへの支援を継続していきます。

●施策概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、高齢者自身も含めた多様な世代が主体的に地域の担い手となって支え合い、高齢者の介護予防活動や日常生活を支援する体制の整備を進めていく必要があります。新宿区における多様な社会資源と、地域で活動する多くの人々による「地域の活力」を生かし、区と区民等が一体となって、高齢者を地域で見守り支え合うしくみづくりを一層推進していきます。

①現状とこれまでの取組**<地域支え合いの推進体制づくり>**

- 新宿区の人口は今後、年齢構成が大きく変化し、年少人口と生産年齢人口の割合が低下する一方、75歳以上の高齢者人口の割合は大きく上昇すると予測されています。また、一人暮らし高齢者についても、増加が見込まれています。高齢者を取り巻く環境の変化に備え、元気な高齢者をはじめとした地域の担い手による、見守りや支え合いが一層重要となります。→[人口推計確定後記載見直し](#)
- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、一般高齢者では84.3%、第2号被保険者では86.9%の方が「地域のつながりが必要」と考えていますが、地域のつながりを「実感している」と回答した方の割合は、一般高齢者では52.3%、第2号被保険者では33.8%となっています。
- 新宿区社会福祉協議会に区全域を担当する第1層生活支援コーディネーター、各地域型高齢者総合相談センターに日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターをそれぞれ配置し、地域における資源の開発や担い手の育成、「地域支え合い活動」の普及啓発等に連携して取り組んでいます。令和3年度からは、第1層生活支援コーディネーターを増員し、通いの場の実態把握や運営を支援していく体制を強化しました。
- 区民や関係機関等で構成する「新宿区生活支援体制整備協議会」では、地域の課題を共有し、多様な地域資源と「地域の活力」を活かした支え合いのしくみづくりに向けた検討が行われています。
- 地域支え合いの普及啓発と、「通いの場」等の担い手となる住民の育成・支援を目的として、普及啓発講座や担い手養成講座、「地域支え合い普及啓発イベント」を実施しています。イベントに参加した方が、実際に活動を開始できるよう、普及啓発講座や担

い手養成講座とのつなぎや多様な世代が参加できるような講座内容の工夫を行っています。

- 薬王寺地域ささえあい館や、ささえ一る中落合では、高齢者自身も担い手となって地域で活躍するために、様々な世代を対象とした講座を開催しています。講座の修了生は、これまでに地域支え合い活動を目的とする高齢者等支援団体を〇団体立ち上げており、団体数は着実に増加しています。また、高齢者等支援団体が地域の子どもたちとの作品制作や、本の読み聞かせを行う等の、様々な活動を通じて多世代での支え合いの輪が広がっています。
- 「地域支え合い活動」をさらに推進するために、薬王寺地域ささえあい館での取組の成果を踏まえながら、中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペース（ささえ一る中落合）及びシニア活動館において「地域支え合い活動」の担い手や団体の育成等に取り組んでいます。令和4年度に戸山シニア活動館、令和5年度に西新宿シニア活動館で「地域支え合い活動」に関する事業を開始しています。

＜地域を支える多様な担い手＞

- ふれあい・いきいきサロン、地域安心カフェ、高齢者クラブによる見守りや、食事サービスグループの活動など、様々な形で、多様な主体が地域の高齢者を支えています。
- ボランティア活動のきっかけづくりと継続的な活動を支援するため、施設ボランティアや、地域見守り協力員等へのボランティア・ポイント付与による支援を実施しています。令和5年度からは、チームオレンジの活動等をポイント付与の対象に追加する等、対象活動を6活動から7活動に拡充しました。
- 高齢者及び介護者の交流や相談の場として定期的に行われている地域安心カフェについて、広報新宿等による周知やボランティア向けの研修を行うことにより、運営を支援しています。
- 高齢者が歩いて通える範囲に「通いの場」を増やすために、地域で活動しようとする住民などを対象に運営支援を行っています。また、地域で活動しようとする団体の活動場所の確保を支援するために、区内の様々な地域で空きスペースを提供しています。
- 社会貢献活動を行う多様な主体との協働を推進するとともに、協働推進基金を活用してNPO等の団体が実施する地域課題の解決に向けた事業への助成を行ってきました。

＜高齢者を支える見守り施策＞

- 75歳以上の一人暮らし高齢者のうち、高齢者向け情報紙「ぬくもりだより」の訪問配布による見守りを希望する方を対象に、配布員が毎月2回訪問し、安否確認及び見守りを行っています。コロナ禍においては、インターホン及びドア越しの面会等、感染対策に留意しながら実施しています。
- 75歳以上の一人暮らし又は75歳以上の高齢者のみの世帯等のうち、見守りを希望する方を対象に、地域見守り協力員が定期的に訪問し、安否の確認及び見守りを行う事業を、新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。コロナ禍においては、インターホン及びドア越しの面会や電話での見守りも活用等、感染対策に留意しながら実施しています。
- 新聞販売店や郵便局等、高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り登録事業者として、通常業務の範囲内で気づいた高齢者に関する異変を高齢者総合相談センターへ連絡する等、地域における支え合いの輪を広げています。
- 75歳以上の高齢者のうち、後期高齢者医療や介護保険サービス等の利用がない方を対象とした安否確認を、3年毎に実施しています。
- 地域の高齢者見守り活動に関わる民生委員・児童委員、情報紙の配布員、高齢者見守り登録事業者、新宿区社会福祉協議会及び地域ボランティア等による区民参加型の「高齢者見守り支え合い連絡会」を開催し、意見交換等を行いながら、地域における見守り支え合いの充実を図っています。
- 高齢者見守りキーホルダー事業を実施し、道に迷って保護されたときや外出先で倒れたときなどに、高齢者総合相談センターが連絡を受け、迅速な身元確認を行っています。

②課題

＜地域支え合いの推進体制づくり＞

- 高齢化、単身化が進む中、地域で自分らしく安心して暮らし続けるには、介護サービス等の充実に加え、元気な高齢者をはじめとした、地域を支える担い手の存在が重要となります。「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」によると、「地域支え合い活動」にお世話役として参加してみたいと回答した方の割合は一般高齢者で32.9%、第2号被保険者では37.1%となっています。
- 高齢者が暮らす地域の課題に合わせたサービスや支援を創出していく必要があることから、地域を支える担い手の育成や、地域で活動する団体等、多様な主体への支援を引き続き行っていく必要があります。また、様々な世代や立場の方に対して、「地域支え合い活動」の普及啓発等に引き続き取り組んでいく必要があります。

- 高齢世帯を取り巻くニーズは、介護や障害、生活困窮者の支援など制度の枠を超えて、複雑化・複合化しており、様々な機関の協働による包括的な支援を行う相談体制が必要です。
- 「地域支え合い活動」をさらに推進するために、薬王寺地域ささえあい館での取組の成果を踏まえ、高齢者活動・交流施設における事業展開を進めていくことが必要です。また、今後は高齢者等支援団体がより安心して活動を継続できるための支援を充実させていく必要があります。

<地域を支える担い手への支援の充実>

- 高齢者を地域で支えるためのしくみづくりをさらに進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア、高齢者見守り登録事業者等による地域の力を活かした支援体制の強化を図るとともに、地域を支える担い手への支援の充実を図っていく必要があります。
- 「地域支え合い活動」にお世話役として参加する意向のある方を具体的な活動につなげるため、講座の開催や地域における活動のコーディネートを行うなど、安心してボランティア活動に参加するための支援に、引き続き取り組んでいく必要があります。
- 高齢者等支援団体や「通いの場等運営支援」で立ち上がった団体等が、活動を継続・発展していけるよう、情報交換できる機会の提供や団体活動の周知等、団体が抱える悩みや工夫等を共有することができるしくみづくりを継続していく必要があります。
- 住民主体で活動する団体が「新たな日常」に対応し、感染防止策を講じながら活動を実施するための支援を継続していく必要があります。

<見守り体制のさらなる充実>

- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に対応し、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるため、見守り体制のさらなる充実を図る必要があります。
- 高齢者の見守りを強化するため、情報紙の配布員や高齢者見守り登録事業者等の見守り活動中に得た情報や安否確認が必要な異変等が、速やかに高齢者総合相談センターへ連絡できるよう、引き続き見守りの担い手に周知していく必要があります。

③今後の取組の方向性

<地域支え合いの推進体制づくり>

- 世代に関わらず一人ひとりが役割を持ち、互いに助け合い、支え合う「地域支え合い活動」をさらに推進していきます。「地域支え合い活動」の普及啓発や多世代での交流など様々な形の地域支え合いを広げることで、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせる地域づくりを進めていきます。
- 第1層生活支援コーディネーターと第2層生活支援コーディネーターが連携し、支え合いの地域づくりを推進するとともに、社会とのつながりや地域活動への参加を支援していきます。
- 新宿区生活支援体制整備協議会等で地域の課題を共有し、解決にあたって必要になる資源やしくみを検討していくとともに、そうした課題等について区民が活発な議論を行い、活動を創出しやすい環境を整えていきます。また、支え合い活動の主体となる人材の確保、育成を行うなど、区民が主体的に地域支え合いの担い手となって、高齢者の生活を支援する体制の整備を引き続き進めていきます。
- 高齢者を取り巻く複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、様々な機関の協働により総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。
- 「地域支え合い活動」をさらに推進するために、薬王寺地域ささえあい館での取組の成果を踏まえながら、信濃町シニア活動館、高田馬場シニア活動館で事業を実施していきます。

<地域支え合い活動への参加・継続支援>

- ボランティア活動者の拡大に向け、活動者を引き続き支援するとともに、未活動者がボランティアに興味を持つきっかけをつくるための取組を行っていきます。
- 高齢者が歩いて通える範囲に「通いの場」を確保するため、その運営を担う住民に対し、活動の立ち上げから継続まで包括的な活動支援や、活動場所を確保するための支援を引き続き行っていきます。また、新たに立ち上がった団体が活動を継続できるよう活動のコーディネート等を行うとともに、必要な支援につないでいきます。
- 多くの高齢者が身近な地域で行われる健康づくりや介護予防等の活動に取り組めるよう、さがせーる新宿の掲載情報の充実を図り、広く区民に周知していきます。
- 「新たな日常」の中において、集まって活動することが難しい状況でも、「通いの場」の活動や交流を継続できるよう、引き続き活動団体や参加者の状況を把握しながら、

好事例の紹介や必要な情報提供、オンライン開催に向けた技術的な支援を行っていきます。

＜多様な主体による見守り体制の充実＞

- 高齢者見守り支え合い連絡会の開催や、高齢者総合相談センターと民生委員・児童委員、ボランティアや高齢者見守り登録事業者等との連携により、地域での支え合いのネットワークを充実していきます。
- 現在の見守り体制を継続しつつ、ICTの活用等による効果的な見守り体制についても併せて検討していきます。

●施策概要

介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で生活をするためには、要介護高齢者への支援のみならず、介護者の身体的、精神的負担を和らげるための支援が必要です。介護者同士の交流の促進や、介護者に向けた相談体制の充実により、介護者支援の取組を進めていきます。

①現状とこれまでの取組

<介護者同士の交流の促進>

- 現在高齢者を介護している方や介護経験のある方が集まり、介護についての情報交換や日頃の介護の悩みを語り合う場として、区内に12か所（認知症介護者家族会を含む）の家族会があります。コロナ禍においては、家族会が継続できるよう会場確保の支援を行いました。また、家族会を運営するボランティアの養成も行っています。さらに、家族会を広く普及啓発するため、広報新宿やツイッターなどによる周知に加え、家族会の開催日時や場所をわかりやすく掲載したリーフレットを作成し、配布しています。

<介護者負担の軽減>

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、介護者への支援で区に力を入れてほしいことについては、「介護に関する相談機能の充実」が30.4%と最も多く、次いで「医療に関する相談機能の充実」が24.6%、「家族などの介護者のリフレッシュのための制度」が21.0%となっています。
- 地域型高齢者総合相談センターでは、介護に関心のある区民の方を対象に、介護者講座を開催しています。介護に関する知識や技術の習得を目的とし、介護者の負担軽減にも役立つように、アンケート等を活用して介護者のニーズに沿った内容・テーマで実施しています。
- 認知症介護者相談を実施し、認知症の方を介護する方の不安や健康状態について、精神科医師による相談を行っています。
- 区の独自事業として、ヘルパーを派遣する「介護者リフレッシュ支援事業」を実施しています。毎年度、着実に利用者が増加しており、介護者の負担を軽減するとともに元気回復等につながっています。
- 仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを目指し、子育て支援・介護支援・地域活動支援等を推進している企業の認定を行っています。また、働く環境の整備促進のため、企業に向けたセミナー、コンサルタント派遣等の支援も行っています。

②課題

<介護者同士の交流の促進>

- 介護者を家族会につなげ、精神的負担感の軽減や介護者同士の交流を促進する取組を進めていく必要があります。また、家族会を継続的に運営するボランティアを養成していくことも、重要な課題です。

<介護者負担の軽減>

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、主な介護者の介護負担感について「どちらかといえば負担である」が29.8%と最も多く、「負担である」(17.3%)を合わせた“負担あり”は47.1%となっています。
- 介護者講座は、介護者にニーズに沿った内容で参加しやすい講座にしていく必要があります。
- 介護者の精神的負担感を軽減していくために、介護者支援の相談先としての高齢者総合相談センターを周知していく必要があります。

③今後の取組の方向性

<介護者同士の交流の促進>

- 家族会に多くの介護者が参加できるよう様々な周知を行っていきます。また、家族会を継続的に運営していくために、引き続きボランティアを養成していきます。

<介護者負担の軽減>

- 介護者講座については、アンケート等を活用するなど、介護者のニーズを把握したうえで幅広い内容・テーマで実施していきます。
- 介護者や介護に関心のある区民に向けた講演会を開催する等、介護者の精神的負担を軽減し、支援の輪を広げる取組を行っていきます。
- 高齢者総合相談センターのリーフレット等を用いて、介護の悩みなども気軽に相談できる場として高齢者総合相談センターを周知していきます。また、仕事と介護の両立支援に関する相談支援マニュアルを活用し、相談機能の向上を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの概念を、イベントや啓発誌等で区民向けに引き続き周知していきます。また、区内のワーク・ライフ・バランス推進認定企業の増加のため、特に中小企業へはコンサルタント派遣等の支援を強化することで、区民や従業員が仕事と介護や子育てを両立できる環境を整備していきます。

●施策概要

認知症高齢者が、できる限り住み慣れた地域で尊厳と希望を持って暮らし続けられるよう、認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実、認知症高齢者やその家族等への支援、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図ります。そして、地域において認知症についての理解をさらに広め、認知症があってもなくても同じ地域でともに生活できる環境づくりを行っていきます。

①現状とこれまでの取組

＜認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実＞

- 令和5年3月末（確認中）現在、介護保険の要支援・要介護認定調査における「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ～M」に該当し、何らかの見守りや支援を要する認知症の症状が見られる方の割合は、要支援・要介護認定者の2人に1人となっており、そのうちの5割を超える方が在宅で生活しています。また、令和2年の国勢調査の人口等基本集計結果によると、新宿区の65歳以上一人暮らし率は34.0%で、高齢者の約3人に1人が一人暮らしという結果になっています。
- 地域型高齢者総合相談センター10所に設置している認知症初期集中支援チームにおいて複数の専門職が関わることで、認知症が疑われる高齢者を早期発見・早期診断につなげ、医療や介護サービスの利用に結びつける体制の充実を図っています。
- 認知症サポート医を中心に、医師会、歯科医師会、薬剤師会などと連携して、かかりつけ医や認知症高齢者に関わる機関向けに「認知症診療連携マニュアル」を作成し、地域の関係機関が連携して認知症高齢者を支援していく体制を強化しました。
- 認知症・もの忘れ相談を実施し、認知症やもの忘れに不安のある高齢者やその介護者が身近な場所で相談できる体制を整備しています。

＜認知症高齢者が地域で自分らしく暮らしていく体制づくり＞

- 認知症支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を配置し、認知症の相談体制を充実させるとともに、認知症高齢者と介護者を地域で支える体制づくりを推進しています。
- 認知症サポート医による高齢者総合相談センター支援を実施することで、認知症高齢者の個々の状態に即した対応方法について専門的助言を受けられる体制を整備し、高齢者総合相談センターの認知症に係るコーディネート機能の向上を図っています。
- 認知症の方やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターを結びつけるしくみであるチームオレンジを令和4年度より1チーム立ち上げ、活動しています。

- 外出に不安のある65歳以上の高齢者への見守りキーホルダーの配布や、警視庁の「身元不明迷い人台帳」、東京都が運用している「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」を活用して、認知症高齢者が道に迷って保護された時や行方不明になった時などの早期発見、早期解決に努めています。
- 一人暮らしの認知症高齢者に対し、調理・洗濯・買い物などの家事援助や、通院介助・食事介助・排泄介助などの身体介護を行うヘルパーを派遣する「一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス」を提供することで、地域で自分らしく生活していくことができるよう支援しています。

<認知症への理解を深めるための普及啓発の推進>

- 地域全体で認知症高齢者を支えるしくみづくりとして、認知症サポーター養成講座を開催しています。コロナ禍においてはオンライン形式での開催にも取り組みながら、令和5年3月末現在、2万7,000人を超える認知症サポーターが誕生しています。講座に関心のある方が申し込みにつながるよう、講座の紹介動画を作成し区ホームページで周知しています。
- 認知症講演会や認知症サポーター養成講座等で認知症高齢者本人の想いを伝えるなど、当事者の気持ちを反映させた普及啓発を実施しています。
- 認知症についての正しい理解や対応の仕方、医療やサービス等の情報を掲載した、「認知症安心ガイドブック」を作成・配布しています。
- 精神保健講演会の中で若年性認知症をテーマとして取り上げ、疾病の理解や周囲の支援に関しての普及啓発を行っています。また、若年性認知症予防に関する普及啓発リーフレットを作成し、特定健診対象者へ送付する等、疾病に対する理解とその予防について啓発しています。

②課題

- 認知症の出現リスクは、年齢が上がるほど増加する傾向があり、認知機能低下が見られる高齢者を早期発見・早期診断に結びつけていく必要があります。また、診断を受けた後の不安や悩みを解消できるよう、認知症高齢者の方への様々な支援・サービスの情報を診断後の早い時期から提供し、利用を図っていく必要があります。
- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査（一般高齢者調査）」によると、認知症早期発見時に必要な支援内容として、「医療的支援」が78.2%、「介護保険などの公的サービス」が55.3%となっています。地域のかかりつけ医や高齢者総合相談センターなど、医療、福祉、介護の専門職が連携するとともに、認知症高齢者が早期に相談できる体制を推進していく必要があります。

<認知症高齢者が地域で自分らしく暮らしていく体制づくり>

- 同調査の一般高齢者調査+介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、自身が認知症になっても大切にしたいこととして、「家族とよい関係を保つこと」が53.6%、「いつまでも住み慣れた自宅で生活できること」が48.7%となっています。また、同調査の要支援・要介護認定者調査によると、認知症高齢者の介護において必要な支援内容として、「介護する家族等への支援」が51.5%となっています。認知症高齢者が自分らしく暮らしていくことを地域全体で支援していくために、認知症の方やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターを結びつけていく必要があります。

<認知症への理解を深めるための普及啓発の推進>

- 認知症高齢者を支えるしくみづくりとして、認知症高齢者への支援体制や日常生活の対応・工夫などの情報提供を行っていくことが必要です。
- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の方のご意見や気持ちの発信を支援するなど、認知症への正しい理解をさらに進めていく必要があります。

③今後の取組の方向性

<認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実>

- 複数の専門職で構成される認知症初期集中支援チームが、認知症の早い段階からの支援を行うことで、認知症高齢者の早期発見・早期診断体制を充実させます。また、認知症と診断された高齢者に対し、早期から利用できる支援・サービスの情報提供を行い、不安や悩みの解消を図るとともに、引き続き医療や介護サービスの利用につなげていきます。
- 「認知症診療連携マニュアル」を地域の関係機関に配布するとともに、認知症保健医療福祉ネットワーク連絡会を活用することで、医療、福祉、介護の専門職の連携を推進していきます。
- 認知症やもの忘れを心配している高齢者やその家族が身近な場所で相談できるように、高齢者総合相談センターや認知症・もの忘れ相談について、さらなる周知を図ります。

<認知症高齢者が地域で自分らしく暮らしていく体制づくり>

- 認知症の方やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターを結びつけるしくみであるチームオレンジの取組を引き続き実施しながら、活動が他の地域にも広がるように検討を進めていきます。
- 高齢者総合相談センターが、認知症サポート医から専門的助言を受けることで、認知症に係るコーディネート機能をさらに向上させていきます。

＜認知症への理解を深めるための普及啓発の推進＞

- 地域全体で認知症高齢者を支援する体制づくりを進めるため、区内在住、在勤、在学の幅広い方を対象とした認知症サポーター養成講座を開催するなど、地域における積極的な普及啓発に取り組んでいきます。
- 認知症の方の視点に立ち、認知症の方やその家族の想いや意見を反映させた普及啓発を実施するなど、認知症への理解を促進していきます。

●施策概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、高齢者総合相談センターの相談体制の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して関係機関との連携強化を図り、地域ネットワークの構築を進めます。

①現状とこれまでの取組

【高齢者総合相談センターの概要】

- 高齢者への総合的な相談支援の窓口として介護保険法に位置付けられている「地域包括支援センター」について、新宿区では区民にわかりやすく「高齢者総合相談センター」と名付け、共通のロゴマーク（サイの絵）を用いています。
- 新宿区内には、10所の地域型高齢者総合相談センターと、それらを業務統括・調整・支援する新宿区役所の基幹型高齢者総合相談センターがあります。
- 高齢者総合相談センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの資格を持った職員が、それぞれの専門性を活かして相談支援にあたっています。



【相談体制の充実】

<運営体制>

- 地域型高齢者総合相談センターは、担当地域の高齢者人口に応じた人員を配置し、地域の中心的な相談機関として機能強化・体制整備を図っています。地域型高齢者総合相談センターにおける相談件数は、令和4年度5●●●●件と、年々増加傾向にあります。
- 区の地域包括ケアシステムをさらに推進するため、令和3年1月に柏木地域に「柏木高齢者総合相談センター」を設置しました。特別出張所所管10区域全ての「日常生活圏域」に高齢者総合相談センターを備え、相談体制の一層の充実を図っています。
- 令和3年3月に、落合第二高齢者総合相談センターは落合第六小学校内幼稚園舎から、上落合二丁目区有施設に移転しました。区民が気軽に立ち寄り、相談ができる環境が整いました。
- 新宿区は、地域型高齢者総合相談センターに対し事業実施方針を示すとともに業務マニュアルを定め、年1回の実地調査において運営状況の確認と指導を行うことにより、業務の標準化とサービスの向上を進めています。

- 基幹型高齢者総合相談センターが中心となって、専門職種別・事業別の連絡会や研修を開催することにより地域型高齢者総合相談センターへの後方支援を行い、相談支援の質の向上を図っています。

＜総合相談支援業務＞

- 高齢者に関するどのような相談にもワンストップで対応し、適切なサービスや関係機関につなぐとともに、積極的なアウトリーチ（訪問相談）により、継続的に支援を行っています。
- 基幹型高齢者総合相談センターに認知症支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を配置しています。また、地域型高齢者総合相談センター10所に認知症地域支援推進員を配置するとともに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期診断につなげる体制の充実を図っています。
- 高齢者総合相談センターに医療連携担当者を置き、「在宅医療と介護の交流会」に参加することにより、在宅療養支援のための連携体制を構築しています。
- 日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、高齢者総合相談センターへの弁護士の派遣協力を得て、法的視点からの助言に基づいた相談支援を実施しています。

＜権利擁護業務＞

- 高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、通報受理の窓口として、関係機関等と連携を図りながら虐待への対応を行っています。
- 新宿区社会福祉協議会内に設置している新宿区成年後見センターと連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を必要とする高齢者に対して、制度の紹介や手続きの支援を行っています。
- 新宿消費生活センター等と連携し、消費者被害に関する情報を地域で周知し、被害防止に向けて取り組んでいます。また、被害に遭った高齢者を早期に発見し、再発防止のための継続的な相談支援を行っています。

＜ケアマネジャーへの支援＞

- ケアマネジャーに対して各種情報提供を行うとともに、地域においてケアマネジャーと関係機関が連携体制を構築できるよう支援しています。
- ケアマネジャーのケアマネジメントにおける質の向上のため、同行訪問などの個別支援を行うとともに、ケアマネジャーネットワーク新宿連絡会（ケアマネット新宿）と協働で研修を実施する等、運営支援を行っています。

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」のケアマネジャー調査では支援困難と感じたケースは、「精神疾患のあるケース（本人やその家族）が60.4%と最も多く、次いで「サービスの受け入れを拒否されるケースが45.8%、「介護保険制度を理解されていないケース」が43.1%となっています。

【地域ネットワークの構築】

- 地域型高齢者総合相談センターに第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズを把握するとともに、個別の相談支援や関係機関とのネットワーク構築につなげています。また、地域の社会資源（医療機関やNPO、ボランティア等の関係機関）を把握し、相談支援に活用しています。
- 「見守り支え合い連絡会」をはじめとする関係機関との連絡会を通じて「顔の見える関係」を構築し、連携を図っています。
- 地域型高齢者総合相談センターでは、多職種協働による個別型地域ケア会議及び日常生活圏域型地域ケア会議を開催し、個別事例の検討を通じたケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげています。また、区は新宿区地域ケア推進会議を開催し、区全域における地域課題の整理を行うとともに、ネットワークの構築を推進しています。

②課題

【相談体制の充実】

<運営体制>

- 区の高齢者人口が2割近いことや、75歳以上の単身高齢者人口の増加に伴い、高齢者総合相談センターにおける相談件数は、これからも増加が見込まれます。また、65歳への年齢到達により、障害者福祉制度から高齢者福祉制度に移行する方、生活困窮者、介護者等の世帯への支援が必要な方など、支援ニーズは制度の枠を超え、より複雑化、複合化する傾向にあります。今後も、高齢者総合相談センターは、様々な機関との連携により、増加する業務や重層的な支援ニーズに的確に対応していくことが必要です。

<高齢者総合相談センターの認知度>

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者＋介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者総合相談センターの①名称②機能③所在地を「知っている」という回答は、それぞれ①47.5%②40.3%③35.4%となっています。高齢者が困りごとの早期から相談につながるよう、今後さらに一般高齢者の認知度を高める取組が必要です。

＜総合相談支援業務＞

- 認知症高齢者への支援にあたっては、かかりつけ医及び地域の認知症サポート医をはじめとする関係機関との連携を強化し、適切なサービスや地域資源情報を提供するなど、高齢者総合相談センターのコーディネート機能を向上させる必要があります。
- 在宅療養支援については、地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域のかかりつけ医、在宅医及び在宅医療相談窓口と、より密接に連携しネットワークを広げる取組が必要です。

＜権利擁護業務＞

- 高齢者虐待への対応では、高齢者総合相談センターの職員に向けて作成した「新宿区高齢者虐待対応マニュアル」を積極的に活用するとともに、法的な視点を踏まえた対応力の向上が必要です。

＜ケアマネジャーへの支援＞

- 高齢者本人や家族が精神疾患を抱えるケース、サービスの受け入れの拒否やハラスメントがある等、ケアマネジャーが支援困難と感じるケースが増えており、ケアマネジャーが適切なケアマネジメントを提供できるよう支援する必要があります。

【地域ネットワークの構築】

- 高齢者総合相談センターが、継続的に社会資源の把握やネットワークの構築を行うことにより、見守りや支援を必要とする高齢者の情報が集まってくる環境づくりを進める必要があります。
- 高齢者総合相談センターは、地域ケア会議の開催とともに、地域へ積極的にアプローチすることにより地域で活動する多様な担い手との協力関係を築き、地域に不足する社会資源を把握するなど、地域包括ケアシステムのさらなる推進のための取組を進める必要があります。

③今後の取組の方向性

【相談体制の充実】

＜運営体制＞

- 地域で活動する多様な担い手との協働を実現し、より強固な地域ネットワークを構築するとともに、相談件数や業務量の増加に対応していくため、引き続き地域型高齢者総合相談センターの運営体制の充実を図ります。

- 区の実地調査等を通じて地域型高齢者総合相談センターの取組状況を継続的に確認するとともに、外部評価の実施による相談の質の向上を図るなど、地域特性に応じた相談体制の構築や、重層的な支援ニーズに対応するための関係機関との連携強化に向け、指導と運営支援を行っていきます。
- 基幹型高齢者総合相談センターが、地域型高齢者総合相談センターへの後方支援や総合調整等を行うことにより、区全体の高齢者総合相談センター業務の効果的な運営体制を構築していきます。

＜高齢者総合相談センターの認知度＞

- 引き続きわかりやすいパンフレット等を活用し、高齢者だけでなく、地域の多様な団体や多世代へ向けて高齢者総合相談センターの事業内容のさらなる周知を図ります。また、高齢者総合相談センターは、アウトリーチによる相談支援や、地域の関係機関等とのネットワーク強化に取り組むことにより、地域での認知度を高めていきます。

＜総合相談支援業務＞

- 高齢者総合相談センターが、認知症サポート医から専門的助言を受けることで、認知症に係るコーディネート機能をさらに向上させていきます。
- 在宅療養を支援するために、医療を中心にしたコーディネート機能を担う在宅医療相談窓口と連携を図り、一体となって取り組みます。また、医療と介護の密接な連携体制づくりを進めるため、「在宅医療と介護の交流会」に引き続き参加し、病院、訪問看護ステーションなど幅広い関係機関と地域ごとに顔の見える連携づくりを行っていきます。

＜権利擁護業務＞

- 「新宿区高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、虐待への標準化した判断基準を的確に運用することで、虐待の相談・通報窓口として早期発見・把握に努めるとともに、日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、法的な対応力の向上を図ります。
- 新宿区成年後見センターと連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を必要とする高齢者に対して、制度の紹介や手続きの支援を行っていきます。

＜ケアマネジャーへの支援＞

- 対応が困難なケースへの同行訪問や利用者への適正なサービス利用の啓発を行うこと等により、ケアマネジャーへの個別支援を行っていきます。また、区全体のケアマネ

ジャーの質の向上のため、引き続きケアマネジャーネットワーク新宿連絡会（ケアマネット新宿）と協働で研修を実施するとともに、会議等を活用し、介護保険サービスや区の制度の情報提供をすることで、運営を支援していきます。

【地域ネットワークの構築】

- 高齢者総合相談センターは、地域の社会資源の把握をさらに進めて相談業務に活用するとともに、地域ケア会議の開催や、地域のネットワーク構築に資する会議や活動への積極的な参加により、社会資源の発掘や、地域包括ケアシステム推進のためのネットワーク強化を図ります。

●施策概要

多様化するニーズに対応した質の高い介護保険サービスを提供するため、サービスの提供体制を確保していきます。介護人材の育成・確保に加え、介護保険サービス事業者を支援し、地域密着型サービスを整備するほか、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、特別養護老人ホームの整備を進めます。また、介護保険サービスの適正利用を促進するため、事業者への指導や、利用者に向けた制度説明などの周知活動を行います。

①現状とこれまでの取組

<地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備>

- 要支援・要介護認定者数及び介護保険サービス総給付費の現状は、介護保険制度が創設された平成12年度と令和4年度の実績を比較すると、高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は約（ ）倍、介護保険サービス総給付費は約（ ）倍に増加しています。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、通い・訪問・宿泊を組み合わせる小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスを重点的に整備すると同時に、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、公有地を活用した特別養護老人ホームの整備を進めています。
- 新宿区第二次実行計画（令和3～5年度）での整備目標数は、小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）9所、認知症高齢者グループホーム14所、ショートステイ12所でしたが、令和4年度末までの整備状況は、小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）9所、認知症高齢者グループホーム12所、ショートステイ12所となっています。

<介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保、感染症への備えに対する事業者への支援>

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」の要支援・要介護認定者調査によると、介護保険サービスの利用満足度について、総合的な利用満足度は86.0%となっています。
- 区内の介護保険サービス事業者等で組織される「新宿区介護保険サービス事業者協議会」への支援や、事業者向けの研修「新宿ケアカレッジ」を実施し、サービスの質の向上を目的とした研修を行い、介護人材の育成を進めています。

- 介護従事職員の働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図るため、福祉避難所の指定を受けた区内民間の地域密着型サービス事業所に対して、介護従事職員の宿舍借り上げを支援し、住宅費負担を軽減しています。また、これまで介護の仕事をしたことのない方々にも介護の仕事を知ってもらい、介護人材確保につなげていけるよう、「介護の仕事の魅力・やりがいを紹介する講座、介護人材入門的研修及びおしごと相談会」を実施しています。
- 「新宿区の地域包括ケアシステムにおける高齢者保健福祉施策の位置付け」の図（P（ ）参照）にあるとおり、地域包括ケアを推進するうえで、ケアマネジャーはサービスのコーディネーターとして重要な役割を担います。そこで、集団指導等において「新宿区におけるケアマネジメントに関する基本方針」について説明しています。

<適正利用の促進>

- 要介護認定の公平・公正を確保し、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、要介護認定に必要な認定調査票の点検や、認定調査員を対象に認定調査の知識を深めるための研修を行っています。
- 適正なサービス提供を促進するため、介護保険サービス事業所への指導等を行うとともに、報酬請求内容やケアプランの点検などを実施し、不適切な報酬請求には返還を求めています。また、利用者に対しては、パンフレットの配布などにより、適正なサービス利用について普及啓発を図っています。
- 介護サービスに関する利用者からの苦情に対応しています。苦情の原因として多い項目は、「サービスの質」「説明・情報の不足」「従事者の態度」となっています。

<介護保険制度の趣旨普及>

- 区民への介護保険制度の周知を図るため、介護保険べんり帳を作成し、配布しています。また、さがせーる新宿では、利用者がサービス提供事業者を選択する際に参考となるよう、サービス受け入れの空き状況や事業者所在地の地図情報などを提供しています。
- 介護に対する理解や認識を深める取組として、介護に関する講座や福祉用具等の展示などを行う「しんじゅく介護の日」介護福祉展を開催しています。令和4年度は運営方法を工夫しながら実施しました。

②課題

<地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備>

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」では、要支援・要介護認定者調査において85.8%の方が「介護が必要になっても自宅での生活を継続したい」という意向をもつ

ていることから、在宅での生活を支えるためのサービスを充実させる必要があります。

- 地価の高い都心部での施設整備は、用地の確保が困難であるため、事業者の参入が難しく整備が進まない現状があります。また、施設サービスは一人当たりの給付費が高額となるため、保険制度の中では保険料に影響を与えることとなり、給付と負担のバランスを考慮する必要があります。

＜介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保、感染症への備えに対する事業者への支援＞

- 介護保険サービス事業者が、法令や基準に基づき適正なサービス提供を行っていくとともに、より質の高いサービスを提供できる介護人材を育成・確保することが必要です。各職種がそれぞれの専門性を高め、関係機関との連携を強固にしていくことが必要です。
- 事業者によっては、研修体制が整っていないなど、自社で研修を実施することが難しい状況にあります。
- 団塊の世代が全て75歳以上になる令和7（2025）年を今期計画期間中に迎える外、団塊ジュニア世代が全て65歳以上になる令和22（2040）年に向けてさらに介護ニーズが増大し、現役世代が急減することから、介護分野の担い手の人材確保が喫緊の課題となっています。
- 地域包括ケアにおけるケアマネジャーの役割やケアマネジメントの基本方針は、ケアマネジャーをはじめ、介護保険サービス事業者に広く周知していく必要があります。

＜適正利用の促進＞

- 認定調査は要介護認定の基礎となる資料であり、全国一律の基準に基づき、公平公正で客観的かつ正確に行うことが必要です。そのため、利用者への適正な認定調査の実施及び調査内容の十分な点検が求められています。
- 適正なサービス提供や利用を促進するためには、介護保険サービス事業者に、より複雑化している介護保険制度を正しく理解してもらうことが必要です。介護保険サービス事業者が効率的に正しい情報を得られるよう、区による的確な情報発信が求められています。
- サービスの質の低下や説明不足等による苦情が発生しないよう、介護保険サービス事業者は、日ごろから丁寧なサービス提供を心掛ける必要があります。また、介護

現場で利用者や家族による介護職員へのハラスメントが疑われる事例も発生しており、対応が求められています。

＜介護保険制度の趣旨普及＞

- 介護保険制度は制度開始以来、検討が加えられ、見直しを行った結果、サービスの内容や利用方法、費用などが変更されてきています。それらを利用者に対して、より分かりやすく説明していく必要があります。

③今後の取組の方向性

＜地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備＞

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、各種の介護保険サービスの提供体制を整備していきます。
- 小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスについては、払方町国有地を活用した整備を進めています。また、引き続き民有地等を活用した認知症高齢者グループホームの整備を図っていきます。
- 高齢者数や要介護認定者数の増加や、特別養護老人ホームの入所待機者数の動向を踏まえ、在宅生活が困難となっても住み慣れた地域での生活が続けられるよう、施設整備計画を進めていきます。

＜介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保、感染症への備えに対する事業者への支援＞

- 介護保険サービス事業者の創意工夫ある自主的な取組で、多様化するニーズに対応した質が高く適正なサービス提供が実現できるように、事業者への支援を推進していきます。
- 事業者向け研修「新宿ケアカレッジ」を実施し、介護の専門職としてのスキルアップや、感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたる人材の育成、良好な事業所運営への支援を図っていきます。
- 引き続き、介護従事職員の働きやすい職場環境を実現するため、介護従事職員の宿舍借り上げを支援するとともに、より広い裾野から区内介護サービス事業所への介護人材の参入及び確保を図るため、介護の仕事に興味を持つ方に向けて入門的研修事業を実施します。

- 「新宿区におけるケアマネジメントに関する基本方針」を介護保険事業計画に掲載するとともに、集団指導や介護保険サービス事業者向けのホームページで周知することにより、地域包括ケアにおけるケアマネジメントの基本理念について、ケアマネジャーをはじめとする介護保険サービス事業者の理解を促進します。

＜適正利用の促進＞

- 適正な認定調査を実施するため、認定調査員を対象とした専門知識を深めるための研修を実施していきます。また、調査内容の点検を確実にを行うため、引き続き職場内研修等を充実させ専門的知識を有する職員の資質向上を図り、適切な要介護認定を行っていきます。
- 毎年度策定する指導計画に基づき計画的に運営指導を行うほか、オンラインを活用することにより全介護保険サービス事業者に集団指導を行い、適正なサービス提供を促進していきます。
- 介護保険サービス事業者に丁寧なサービス提供の重要性を周知していくとともに、苦情が寄せられた場合には、原因分析やサービスの改善策等について指導します。また、介護現場における利用者や家族による介護職員へのハラスメント対策について、介護サービス事業者を支援していきます。

＜介護保険制度の趣旨普及＞

- 新宿区ホームページや各種パンフレットの発行、高齢者総合相談センターやケアマネジャーによる制度説明など周知活動を引き続き行い、介護保険制度についての理解を高め、適切なサービス利用につなげます。
- 「しんじゅく介護の日」のイベントなどにより、介護保険制度を身近に感じていただけるよう周知を図ります。

●施策概要

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、介護保険サービスとともに、介護保険では対応していない多様なサービスにより、日常生活へのきめ細かな支援や見守り等を行うことが必要です。高齢者の地域での生活を支援するため、新宿区独自の介護保険外サービスを実施し、周知と利用促進を図っていきます。

①現状とこれまでの取組

<介護保険外サービスの安定的な提供>

- 高齢者の住み慣れた地域での在宅生活を支援するために、介護保険サービスに加え、高齢者の多様なニーズに対応できる様々な介護保険外サービスを、区独自に実施しています。各サービスの相談及び申請は、11か所の高齢者総合相談センターで行っています。
- 高齢者の在宅生活を支援するために、配食サービス、理美容サービス、寝具乾燥消毒サービス、回復期生活支援サービス、補聴器・杖の支給を実施しています。また、高齢者及び介護者の経済的負担軽減のために、おむつ費用の助成を行っています。
- 高齢者が安心して在宅で生活するために、緊急通報システムの貸し出しや火災安全システムの給付を行っています。緊急通報システムでは、ICTを活用して高齢者の見守り体制を強化するため、令和5年度より見守りセンサーを追加給付しました。
- 認知症高齢者を重点的に支援するために、一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービスを実施しています。また、高齢者を在宅で介護する方を支援するために、介護者リフレッシュ支援事業、徘徊高齢者探索サービス、緊急ショートステイ事業を実施しています。
- 住み慣れた家で自立した日常生活を送るための支援として、高齢者住宅設備改修給付事業、自立支援住宅改修及び日常生活用具給付事業を実施しています。また、通所系サービス利用者の食費について、通所介護等食費助成事業を実施しています。
- 高齢者が適切にサービスを受けられるよう、物価高騰による影響にも配慮しながら、適宜、事業内容の見直しを図っています。これまで、寝具乾燥消毒サービス及び回復期生活支援サービスの受給資格要件の拡大、回復期生活支援サービス及び徘徊高齢者探索サービスの受給者負担の軽減、介護者リフレッシュ支援事業、一人暮らし認知症高齢者への生活支援サービス及び回復期生活支援サービスの利用時間帯の拡大等、サービス間の整合を図りつつ、より利用しやすいサービスとする変更を実施しました。

- 区が実施する高齢者サービスや相談窓口等について、わかりやすく活用しやすい情報を提供する総合情報冊子「高齢者暮らしのおたすけガイド」を作成・配布し、サービスの利用に繋げています。
- 新型コロナウイルスに感染した高齢者の在宅療養生活を支援するために、全額公費負担による訪問介護サービスを実施しました。また、介護する家族が感染して介護を受けられない場合に利用できる高齢者緊急ショートステイ事業や、退院後の在宅生活を支援する新型コロナ回復期支援事業を行いました。

②課題

＜介護保険外サービスの安定的な提供＞

- 新宿区自治創造研究所の試算では、2022年と2032年の比較で、高齢者人口（65歳以上）は6.7万人から6.9万人へと増加する見通しです。高齢者人口の増加に対応し、介護保険外サービスを継続して提供していく必要があります。
- 高齢者が地域で自分らしく在宅生活を継続していくうえで、必要なサービスを適切に利用できるよう、制度の周知を進めていく必要があります。

③今後の取組の方向性

＜介護保険外サービスの安定的な提供＞

- 介護保険外サービスの利用状況を踏まえつつ、社会・経済の状況や変化に応じて、介護保険外サービスの内容を適切に検討し、安定的に提供していきます。
- 高齢者本人やその介護者のみならず、ケアマネジャーや医療機関等に対し、制度を積極的に周知することで、サービスの利用を促進します。

●施策概要

住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続けられるよう、医療と介護の連携推進などにより、在宅療養体制を引き続き強化します。また、高齢者や高齢者を支える世代が在宅療養のイメージを持ち、人生の最終段階について前もって考え、話し合う事や、医療・介護サービスなどを積極的に利用することなどにより在宅療養が可能であることを実感できるよう、広く普及啓発を行います。

①現状とこれまでの取組**<在宅療養体制の充実>**

- 区内には、地域包括ケア病棟3病院、看護小規模多機能型居宅介護2施設があります。退院支援を強化する病院も増え、在宅療養を支えるしくみや病院と地域の連携が推進されてきています。
- 関係団体、医療関係機関、介護関係機関等が連携を深める取組を行い、在宅療養を支えるネットワークが充実してきています。国保データベース（KDB）システムのデータによると、新宿区の在宅で看取られた患者数は、令和30年度には月平均32.5人でしたが、令和2年度には43.6人と、11.1人増加しています。
- 区は、在宅医療相談窓口、がん療養相談窓口、在宅歯科相談窓口を設け、医療を中心とした専門的な相談に応じています。
- 新型コロナウイルス感染拡大により、多くの事業が中止となりましたが、在宅医療相談窓口やがん相談窓口での個別相談の継続により、在宅療養者が抱える感染や療養生活への不安に対応しました。
- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」のケアマネジャー調査及び介護保険サービス事業所調査ともに、在宅医療相談窓口、がん療養相談窓口について、「知っている（活用はしていない）」が最も多くなっています。
- 同調査の一般高齢者＋介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、介護が必要になった場合の生活場所について、「可能な限り自宅で生活を続けたい」が最も高くなっています。「可能な限り自宅で生活を続けたい」と回答した人のうち、「実現が可能だと思う」の回答は35.7%であり、前回調査と比較すると17.7ポイント高くなっており、在宅療養の実現が可能だと思う人が大幅に増えています。
- 同調査の一般高齢者＋介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、「自宅での療養は実現可能だと思うか」について、「実現可能だと思う」は27.2%となっており、前回調査と比較すると14.4ポイント高くなっています。

- 在宅医療を支える多職種ネットワーク構築のために、新宿区医師会が「新宿区医療連携システム（新宿きんと雲）」を運営しています。歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーションなどの各団体がシステムを活用し頻繁に情報共有や意見交換を図ることにより、多職種連携が強化されました。
- コロナ禍では、新型コロナウイルス感染症患者の在宅療養を支援するため、医療と介護、福祉が一体となったネットワーク会議において毎月情報共有や意見交換を図りました。
- 同調査のケアマネジャー調査及び介護保険サービス事業所調査のいずれにおいても、在宅医療・介護連携を推進するために必要だと思ふことは、「情報通信技術（ICT）を使用した患者情報の共有」が最も多くなっています。
- 区民の誰もが住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、地域リハビリテーション体制を整備することが重要です。急性期・回復期病院においては、急性期・回復期リハビリテーションが実施されています。
- 同調査の一般高齢者＋介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「半年前と比べて固いものが食べにくい」「汁物等でむせることがある」「口の渇きが気になる」の全てで前回調査より「はい」のポイントが高くなっています。また、「はい」と回答した人のうち「相談したことはない」の割合は8割を超えています。

<在宅療養に関わる専門職のスキルアップ>

- 多職種連携の推進を目的にした研修会や医療と介護の交流会の開催などにより、地域の連携が進んできています。また、各専門職団体が主催する研修会などにより、それぞれの職種でスキルアップが図られています。
- 介護職員の看護小規模多機能型居宅介護での実習研修では、新型コロナウイルス感染症の感染対策を研修項目に追加しました。介護職員が医療に関することを学び、感染状況に応じて業務に即活かせる内容とし、アンケートでは90%の高い満足度を得ました。

<在宅療養に対する理解の促進>

- 在宅療養シンポジウムは、感染症の流行下においてオンライン開催としました。新宿区の在宅療養支援の体制や在宅療養を支えた家族、事業者の話などを、高齢者を支える幅広い世代にも普及啓発を図ることができました。
- コロナ禍においても、地域交流館等で少人数による地域学習会を計画的に開催することができました。在宅療養の体制やサービス内容の他、本人の望む最期や人生の最終段階における医療について、日頃から周囲と話し合っておくこと（ACP）などの重要性を普及啓発しました。

- 同調査では、ACP(人生会議)について「知らない」と回答した人は、一般高齢者＋介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、要支援・要介護認定者調査、第2号被保険者調査では75～85%、介護保険サービス事業所調査では36.8%と最も高くなっています。
- がん患者・家族のための講座を開催し、知識の普及とともに同じ健康不安やつらさを語り合う場を設けています。

②課題

<在宅療養体制の充実>

- かかりつけ医を持つ必要性をさらに啓発するとともに、かかりつけ医・在宅医、病院勤務医など複数の医師が役割分担を明確にして連携し、区民が質の高い医療を切れ目なく受けられる体制（複数主治医制）を引き続き推進していく必要があります。
- 在宅医療・介護は、多職種が様々な時間帯に支援を行うため、情報通信技術（ICT）を活用し、患者の日常の様子や状態の変化を速やかに把握し、関係者間で共有するシステムをより活用していく必要があります。
- 今後がんやその他の疾患で治療や療養が必要な高齢者が増えることが予測されます。「新宿きんと雲」を含めた様々な手段で、状況や目的に応じた多職種連携を図り、頼り頼られる関係を強化していく必要があります。
- がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現するために、がん患者の現状を把握し、アピアランスケアなどの支援体制を検討する必要があります。
- 区民の誰もが住み慣れた地域で自分に適したリハビリテーションを利用できるよう、既存の事業を整理し、役割分担すること等により、地域リハビリテーションを推進していく必要があります。
- 同調査によると、摂食嚥下機能について不具合がある人のうち、8割が相談していない現状があり、摂食嚥下機能を支援するシステムをさらに普及啓発する必要があります。

<在宅療養に関わる専門職のスキルアップ>

- 医療職と介護職の相互理解を深めるためには、医療職が介護に関する情報や知識を持つとともに、介護職が医療に関する情報や知識を持つ必要があります。また、多職種が参加し、相互理解に繋がる研修会を継続的に開催していく必要があります。
- 研修会や交流会については、参加しやすい時間帯の設定や情報通信技術（ICT）を活用するなど実施手法を工夫し、新しい参加者を増やしていく必要があります。また、引き続きテーマとして、感染症に関する対応方法も取り上げていく必要があります。

<在宅療養に対する理解の促進>

- オンラインミーティングツールなどの情報通信技術（ICT）を活用し、引き続き、高齢者に限らず介護を担う世代も含めた幅広い年代に、看取りも含めた在宅療養についての普及啓発を図っていく必要があります。
- 少人数での地域学習会を計画的に実施することで、人生の最終段階における医療について丁寧に普及啓発を図り、受講者に、他の人に伝えてもらうことで広がっていくようにする必要があります。

③今後の取組の方向性

<在宅療養体制の充実>

- 関係団体、医療関係機関、介護関係機関等との協議を重ね、高齢者が住み慣れた地域で安心して「看取り」までできる在宅療養支援をさらに推進します。
- 在宅医療相談窓口やがん療養相談窓口の役割、相談対応等を分かり易く周知し、気軽に活用してもらえよう、区民や医療・介護関係機関に積極的に働きかけていきます。
- 摂食嚥下機能支援ツールの紹介や、相談窓口を周知するとともに、新宿ごっくん体操を啓発することなどにより摂食嚥下機能を支援する活動を継続していきます。
- 在宅医療と介護の連携を推進するために、ICT等を活用し、各関係団体、関係機関、特に医師、歯科医師、薬剤師とケアマネジャーとの連携をさらに進める取組を行います。また、病院職員・訪問看護師、介護事業所職員などの多職種が、顔の見える関係から、顔がわかり、頼り、頼られる関係の構築を目指し、研修等の工夫を行います。
- がん相談支援センターやがん療養相談窓口との情報共有及び意見交換を図ることで、がん患者の現状を把握し、がんになっても自分らしく生活するための支援（アピアランスケアなど）を検討していきます。

<在宅療養に関わる専門職のスキルアップ>

- 医療職と介護職が、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）を含めた、在宅での「看取り」を支援するために必要な研修会や交流会などを通して相互理解を深め、高齢者が地域で最期まで暮らし続けられるようにしていきます。
- 病院の医療職やソーシャルワーカーなどが具体的に在宅療養を知ることで、病院職員と地域の関係機関が共通のイメージを持ち連携を深めることができるよう、実習方法を検討しながら継続的に実施します。
- 在宅療養における感染症対策について、介護職がスキルアップできる実習を行います。

＜在宅療養・ACPに対する理解の促進＞

- 高齢者や高齢者を支える幅広い世代に対して、区内の在宅医療の現状や在宅療養支援ネットワークの実例を紹介するなどにより、区民が自宅での療養が可能であることを理解し、実感できるよう広く普及啓発していきます。
- 本人の望む最期や人生の最終段階における医療について、日頃から話し合っておくことが重要です。「人生会議」のハンドブックなどを活用し、高齢者や高齢者を支える幅広い世代に対して、普及啓発していきます。

●施策概要

高齢者が尊厳を持っていきいきと暮らすことができるよう、関係機関等との連携を図りつつ、成年後見制度の利用を促進します。また、高齢者の虐待防止及び早期発見を図り支援につなげるなど、高齢者の権利擁護のための取組を進めます。

①現状とこれまでの取組

＜成年後見制度＞

- 新宿区では、成年後見制度の推進機関として、新宿区社会福祉協議会内に「新宿区成年後見センター」を平成19年7月2日から設置しています。さらに、令和3年度からは、同センターを国の基本計画における地域連携ネットワークの「中核機関」として位置付け、弁護士や司法書士、医師や福祉関係者等の関係機関と連携した支援体制の強化を図っています。
- 新宿区成年後見センターでは、制度普及のための広報活動や講座の実施、専門家による相談支援、市民後見人の養成と活動支援、親族後見人に対する申立て前から受任後までの一貫した支援などを実施しています。また、新宿区成年後見センターを中心に、判断能力が不十分な方の法定後見とともに、将来の不安に備えたい方の任意後見についても普及啓発や相談支援に取り組んでいます。
- 成年後見制度利用に係る申立費用の助成とともに、成年後見人等への報酬助成を拡充し、費用負担の軽減を図っています。さらに、新宿区社会福祉協議会による法人後見（法定・任意）を実施しています。
- 判断能力が十分でなく、身寄りがない等の理由で、申立てをする人がいない高齢者に対しては、新宿区長が申立て人となって家庭裁判所へ審判の請求を行い、成年後見制度が利用できるよう支援しています。
- 判断能力はあるものの、認知症等により必要な福祉サービス等の利用手続や金銭管理等が自分だけでは難しい方を対象に、新宿区社会福祉協議会で「地域福祉権利擁護事業」の利用による支援をしており、判断能力の状況に応じて成年後見制度の利用につなげるなど、成年後見制度との連携を図っています。
- 高齢者総合相談センターは、新宿区成年後見センターと連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を必要とする高齢者に対して、制度の紹介や手続きの支援を行っています。

＜虐待の早期発見・相談＞

- 高齢者総合相談センターは、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、通報・相談の窓口として、地域や関係機関等と積極的に連携を図りながら対応しています。なお、通報の受理件数は増加傾向にあります。
- 高齢者総合相談センターへの虐待相談、通報受理後の対応は、「新宿区高齢者虐待対

応マニュアル」に基づき実施しています。地域のケアマネジャーへの虐待対応研修にもマニュアルを活用しています。

- 高齢者総合相談センターは、相談・通報を受理するだけでなく、地域の関係機関とネットワークを作り、高齢者虐待防止に関する広報・普及活動も行っています。

＜消費者被害の防止＞

- 悪質商法被害防止ネットワークにおいて、潜在化しやすい高齢者の悪質商法被害の防止・早期発見を図るとともに、注意喚起情報の共有や迅速なあっせん交渉等を通じて被害の拡大防止と救済に取り組んでいます。また、高齢者総合相談センターが把握した被害事例や被害を未然に防止した事例等を関係機関と情報共有しています。
- 新宿消費生活センター等と連携し、消費者被害に関する情報を地域で周知し、被害防止に向けて取り組んでいます。また、被害に遭った高齢者を早期に発見し、再発防止のための継続的な相談支援を行っています。

＜権利擁護の普及啓発とネットワークの構築＞

- 区民や関係者を対象に権利擁護に関する講演会を開催するとともに、地域型高齢者総合相談センターと関係機関との連絡会等の際に、権利擁護についての情報提供を行うなど普及啓発に努めています。
- 高齢者の権利擁護に関わる関係機関や区の関係部署で構成する「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」を組織し、課題の検討や情報共有を図っています。

②課題

＜成年後見制度＞

- 本人の自己決定権を尊重した成年後見制度の運用が求められています。
- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加に伴い、相談支援件数の増加が見込まれます。支援が必要な世帯の状況は様々であり、多くの生活課題を抱える事例が増加し、相談支援内容も複雑化・多様化しています。成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるよう、継続的な制度の周知とともに、迅速かつ的確な相談支援、市民後見人の養成、費用負担の軽減などにより、さらなる制度の利用促進が求められています。

＜虐待の早期発見・相談＞

- 虐待通報受理件数や支援困難事例の増加に対応するため、高齢者総合相談センター職員が虐待への判断や、法的な視点を踏まえた対応力を向上させる必要があります。
- 関係機関と連携を深め、早期に虐待を発見し、高齢者総合相談センターへの相談・通報につなげられるしくみづくりを継続していく必要があります。

＜消費者被害の防止＞

- 今後、悪質商法被害防止ネットワークについて、広く、継続的に周知していくとともに、介護サービス事業者等に参加を促すことが必要です。また、関係機関が連携して高齢者の生活全般を体系的に支援する必要があります。

＜権利擁護の普及啓発とネットワークの構築＞

- 成年後見制度の利用促進、虐待の防止等について、関係機関への情報提供にとどまらず、区民や介護サービス事業者等に周知・啓発を進める必要があります。

③今後の取組の方向性

＜成年後見制度＞

- 地域連携ネットワークの中核機関である「新宿区成年後見センター」が中心となって、引き続き、成年後見制度の周知のほか、関係機関と連携した相談支援等、本人の自己決定権を尊重した総合的な支援を行うとともに、費用助成等による利用促進を図っていきます。さらに、希望する親族後見人に対し、申立て前から受任後までの一貫した支援を進めていきます。
- 市民後見人の養成については、将来的な需要数を見込んだ計画的な養成とともに、研修等を通じて、地域での身近な立場からの後見活動の推進に取り組んでいきます。
- 新宿区社会福祉協議会が後見人等を受任する法人後見（法定・任意）の実施により、親族以外の第三者後見人等の選択肢を拡充し、さらなる制度利用の促進強化を図ります。

＜虐待の早期発見・相談＞

- 「新宿区虐待対応マニュアル」に基づき、虐待への標準化した判断基準を的確に運用するとともに、日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）との協働連携により、高齢者総合相談センター職員の法的な対応力の向上を図ります。
- ケアマネジャーや介護サービス事業者等から、早期に虐待の相談・通報を受けられるためのしくみづくりを進めていきます。

＜消費者被害の防止＞

- 悪質商法被害防止ネットワークについては、引き続き、ネットワーク参加事業者数の増に努めていきます。また、消費者被害の予防・救済に向けて、高齢者総合相談センターと消費生活センターの情報共有を促進し、高齢者の生活全般を体系的に支援できるよう、両センターの連携強化を図っていきます。

＜権利擁護の普及啓発とネットワークの構築＞

- 高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、区民や介護サービス事業者等を対象にした講演会の開催やパンフレット等の作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心を守る、地域支え合いのしくみづくりを、さらに進めていきます。
- 「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」の継続的な開催により、関係機関とのネットワークをさらに強化していきます。

●施策概要

災害時に、配慮を要する高齢者が適切な支援を受けられるよう支援体制を整備し、「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」を進めます。また、高齢者等が住まいを安定的に確保できるよう、様々な居住支援を行います。さらに、高齢になっても安全・安心な生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた居住環境の整備と福祉施策の充実による総合的なまちづくりを進めます。

①現状とこれまでの取組

<住まいの確保と各種支援>

- 安心して住み続けられる住環境の形成に向けた基本目標や施策の方向性を示した「第4次新宿区住宅マスタープラン（計画期間 平成30年度～令和9年度）」を策定し、高齢者の安定した居住を確保できるしくみづくりに取り組んでいます。
- 新宿区が管理する区立住宅には、高齢者向け住宅が155戸、シルバーピアが208戸、障害者向け住宅が82戸、ひとり親世帯向け住宅が70戸あり、一定数が確保されています。また、区内の都営住宅においても、100戸のシルバーピアを確保しています。
- 高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅を探すことが困難な高齢者等を対象に住み替え相談を行っているほか、保証会社あっ旋・保証料助成を行う家賃等債務保証料や、家主の方が単身高齢者の入居受け入れの際に抱える入居者死亡への不安を取り除くための残存家財整理費用等を補償する保険の保険料を助成するとともに、居住する民間賃貸住宅の取壊し等の理由により転居を余儀なくされた場合に、転居に要する費用の一部を一時金として助成する住み替え居住継続支援を行っています。
- 高齢者等の住宅確保要配慮者に対する様々な支援について、情報共有と連携体制の強化を図り、円滑な入居促進に取り組むため、令和2年2月に不動産関係団体、居住支援団体、区の福祉部門、住宅部門から構成する「新宿区居住支援協議会」を設立しました。
- 新宿区居住支援協議会の構成団体が実施している住まい探しから入居中や退去時に至るまでの各種支援を紹介する「新宿区居住支援サービスガイド」を作成し、支援窓口の情報提供を行っています。
- 建築物等耐震化支援事業により、耐震化支援事業の助成制度の拡充等を行い、耐震化の支援に取り組んできました。
- 新宿区内には、都市型軽費老人ホームが3か所、サービス付き高齢者向け住宅が3か所、民設民営により整備されています。区内4か所目となる都市型軽費老人ホームの令和6年度開設に向けて、事業者や関係部署と整備計画等の調整を行っています。

＜福祉のまちづくり＞

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき令和3年11月に策定した「新宿区移動等円滑化促進方針」により、施設と経路の連続性を確保することなど、誰もが円滑な移動を確保できるよう区内全域のバリアフリー整備を推進しています。
- 新宿区UDまちづくりニュースレター、啓発動画の配信によるユニバーサルデザインの普及啓発、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく届出や事前協議制度を実施しました。
- 鉄道駅の安全性の向上や快適な利用空間整備のため、ホームドア、エレベーターの設置促進を行っています。また、道路・公園のバリアフリー化、バリアフリースイールの整備等を進めるとともに、細街路の拡幅整備などを行うことで、人にやさしいまちづくりを推進しています。

＜災害時要援護者対策等＞

- 継続的な災害時要援護者名簿の登録勧奨と併せて、災害時に要配慮者が在宅あるいは避難所で生活を継続するために必要な事項等を記載する要配慮者災害用セルフプランの郵送による作成勧奨を行いました。また、福祉避難所運営マニュアル（標準版）の策定及び開設・運営訓練を通じて、災害時応急体制の強化を推進しています。
- 災害時に安否確認等の必要な支援が行えるよう、災害時要援護者名簿を事前に警察・消防・防災区民組織等に配付し、定期的に更新を行っています。
- 災害時における安否確認などの支援を行う災害時要援護者名簿登録者には、平成19年度から家具類の転倒防止器具取付け事業を実施しています。令和4年度からは、防災ラジオ無償貸与を行い、令和5年度から運用を開始しました。
- 家具転倒防止対策の推進のため、広報新宿、SNS等による周知のほか、町会・自治会に対し掲示板や回覧板による周知を依頼しました。また、マンション管理セミナーを通じてマンション管理組合等への周知や、イベント・訓練等の場でも重要性を周知・啓発しました。
- 令和3年5月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改訂により、避難行動要支援者（在宅人工呼吸器使用者も含まれる）ごとの個別支援計画の作成が市区町村の努力義務とされました。特に在宅人工呼吸器使用者の方とその家族等が、災害時に必要な備えや適切な行動を取ることができるよう計画を作成し訓練を行ってきました。また、緊急時における安全・安心の更なる強化を図るため非常用電源装置等給付事業を始めました。

②課題

<住まいの確保と各種支援>

- 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者世帯の住まい確保が困難な状況が継続しています。高齢者や障害者等の条件に適う民間賃貸住宅の空き物件が少ない中、単身高齢者の孤独死などに対する家主の不安があることが理由です。
- 民間賃貸住宅の賃借人だけでなく家主の高齢化も進んでいます。安定した居住継続を望む高齢者が、それぞれの立場で認知症や日常生活における困り事を相談する窓口やサポートを必要としています。
- 耐震化の必要性が十分には理解されていないことや、耐震化支援事業が十分には認知されていないことが課題としてあげられます。
- 自宅での自立した生活が困難となる低所得高齢者の住まい対策のひとつとして、都市型軽費老人ホームを整備することは必要ですが、新宿区は地価が高く土地取得コストが高額になるため、整備数は3か所のみとなっています。

<福祉のまちづくり>

- 今後も引き続き、バリアフリールートの複数化や最短化、区内全駅でのホームドアの整備等、新宿区移動等円滑化促進方針に基づいた取組を進めていく必要があります。
- 同方針に基づく整備の実施状況等について定期的に確認し、高齢者や障害者等の当事者参加による意見交換などを活用しながら、バリアフリー整備を一層推進し、高齢者・障害者等が安心して利用しやすい環境が求められています。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備や普及啓発を推進する必要があります。
- 細街路の拡幅整備を推進するためには、建築主、土地所有者等の関係者から理解と協力を得ることが必要となります。一人でも多くの方から協力の合意を得るため、他の様々なまちづくり事業と連携した事業の周知や協力要請の実施が重要です。

<災害時要援護者対策等>

- 要配慮者災害用セルフプランの普及啓発を継続していくことが必要です。また、各福祉避難所で作成した福祉避難所運営マニュアルに基づき、実践に即した開設・運営訓練を行い、災害時応急体制の強化を図る必要があります。
- 災害時要援護者名簿への登録勧奨と併せて、引き続き家具類転倒防止対策の重要性を周知し、家具類の転倒防止器具取付け事業を進める必要があります。また、災害時要援護者名簿登録者を対象とした防災ラジオ無償貸与事業については、引き続き周知を進める必要があります。

- 在宅人工呼吸器使用者の方が災害時にも自宅で安全に過ごすためには、電力をはじめとする備蓄品の準備や情報発信ツールの活用、安否確認の方法など個々に合わせたより具体的な計画を作成し、自宅療養を支援する必要があります。また、避難が必要になった場合には、避難先でも安心して過ごせるよう既存の資源を活用した地域の支援体制を拡充する必要があります。

③今後の取組の方向性

<住まいの確保と各種支援>

- 住み慣れた住まい・地域に住み続けたいというニーズに応えるため、地域包括ケアシステムをさらに推進し、高齢者が地域の様々な支援を活用しながら、自宅で生活が継続できる地域づくりを進めていきます。
- 第4次住宅マスタープランにおいて、高齢者が地域・自宅で住み続けられるしくみづくりなど、住宅政策に取り組んでいきます。
- 高齢者や障害者等が、制限を受けずに民間賃貸住宅に入居できるように、区内不動産業団体から派遣された住宅相談員による空き物件情報の提供を行う住み替え相談を引き続き実施します。また、家賃等債務保証料助成は、保証料助成対象とする保証委託契約の対象の拡大と助成期間の延長を行うとともに、単身高齢者を入居させる家主等を対象に残存家財整理費用等の保険への助成制度を引き続き実施し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。
- 高齢者や障害者等から賃貸借契約に係る困りごとや不動産の売買等の取引の相談に対し区内不動産業団体から派遣された住宅相談員による不動産取引相談を引き続き実施します。
- 「新宿区居住支援協議会」において、構成する団体（不動産関係団体、居住支援団体、区の福祉部門、住宅部門）間で高齢者等の住宅確保要配慮者に対する様々な支援について、情報共有と連携体制の強化を図り、円滑な入居促進に取り組んでいきます。
- 耐震化支援事業については、「意識啓発及び情報提供の充実」に取り組んでいきます。また、切迫性が高まる首都直下地震に備え、早期に建築物の耐震化を図るため、事業の実情や実績を踏まえて、検証を行っていきます。
- 区内で4か所目となる都市型軽費老人ホームの整備を着実に進めるとともに、新たな事業者を誘致するため、制度や助成制度について広く周知を行っていきます。

<福祉のまちづくり>

- 鉄道駅のバリアフリールートの複数化や最短化、区内全駅でのホームドアの整備の早期実現に向けて、さまざまな機会を通じて鉄道事業者に働きかけを行います。

- 令和4年8月に設置した新宿区移動円滑化促進方針推進協議会による高齢者や障害者等の当事者参加による意見交換などを活用しながら、計画的な道路のバリアフリー化等、方針に基づいた取組みを一層推進していきます。
- ユニバーサルデザインまちづくりを推進するため、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく制度の内容や様々な情報を区民や事業者に周知することが必要です。
- 引き続き建築主等へ細街路拡幅の協力要請を行うとともに、他の施策と連携した啓発事業を進めていきます。

＜災害時要援護者対策等＞

- 要配慮者災害用セルフプランの普及啓発を継続して行うとともに、各福祉避難所が作成した福祉避難所運営マニュアルに基づいた開設・運営訓練を行い、より実践に即したマニュアルとなるよう支援していきます。
- 災害時要援護者名簿の登録勧奨、家具類転倒防止対策の重要性を周知するとともに、家具類の転倒防止器具取付け事業を継続して実施していきます。
- 災害時に安否確認等の必要な支援が行えるよう、事前に警察・消防・防災区民組織等に災害時要援護者名簿を配付し、定期的に更新を行っていきます。また、災害時要援護者名簿登録者を対象とした防災ラジオ無償貸与事業については、確実に情報伝達ができるよう、更に周知を進めていきます。
- 在宅人工呼吸器使用者の方が、安全で安心した療養生活を送ることができるよう、災害時個別支援計画の全数作成を目指します。
- 人工呼吸器の緊急時用電源として非常用電源装置等の給付事業を継続(令和4年7月事業開始)し、発災後概ね12時間以上の自助での電源確保を進めていきます。
- 在宅人工呼吸器使用者の方とその家族等が、孤立することなく災害時も住み慣れた地域で過ごせるよう、情報発信ツールの活用や医療機器の提供についての検討を進めます。